

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、事務を処理する（組織図：資料編1-6、所掌業務：資料編1-7）。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

※資料編1-6：音更町水防本部組織図

※資料編1-7：音更町水防本部業務分担

2 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料編2-1及び2-3のとおりである。

※資料編2-1：消防組織図

※資料編2-3：消防団の水防分担区域及び配置人員

3 水防に関する協議

法第34条の規定により、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、音更町防災会議において行うものとする。

第2節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 国土交通大臣

イ 北海道知事

ウ 当該河川の存する市町村の長

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

オ 当該河川の河川管理者

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

(1) 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 北海道知事

イ 当該河川の存する市町村の長

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

エ 当該河川の河川管理者

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

(2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。